

公益財団法人東京都農林水産振興財団 入札情報

【公表】

整理番号	22
契約番号	6農振財契第377号
件名	動物用超音波画像診断装置および経腔採卵(OPU)プローブの購入
入札方法	電子入札システム「ビジネスチャンス・ナビ」上で実施
納入場所	東京都青梅市新町6-7-1 公益財団法人東京都農林水産振興財団 青梅庁舎2階 畜産技術科
概要	動物用超音波診断画像装置および OPU プローブ 1式 (詳細は別紙仕様書のとおり)
納入期限	令和6年11月29日(金)
契約方式	希望制指名競争入札
希望申出要件	①又は②のいずれかの要件を満たす者で、本件仕様に対応可能な者 ①東京都における令和5・6年度物品買入れ等競争入札参加有資格者で、いずれかの営業種目に格付けされている者であること(営業種目は問わない)。 ②当財団又は官公庁等において同様の業務について契約実績を有する者であること。
格付	問わない
仕様説明会	実施しない
開札予定日時	令和6年7月22日(月) 午前10時00分(入札期間は指名通知時に連絡)
希望申出期間	令和6年6月28日(金)午前10時から令和6年7月5日(金)午後4時まで
希望申出方法	電子入札システム「ビジネスチャンス・ナビ」を通じて受け付けます。
希望申出時の提出書類	以下の(1)から(3)までの書類を「ビジネスチャンス・ナビ」上に添付してください。 (1) 希望票〔様式あり〕(必要事項を記入) (2) 会社概要・実績一覧表〔様式あり〕(必要事項を記入) (3) ○希望申出要件①に該当する場合 東京都の「令和5・6年度物品買入れ等競争入札参加資格審査受付票」の写し 及び「令和5・6年度競争入札参加資格審査結果通知書(物品等)」の写し ○希望申出要件②に該当する場合 契約実績を証明するものの写し(契約書・請書の写しなど)
備考	(1) 指名停止等業者については、東京都に準じて取り扱うものとします。 (2) 指名業者の選定については、当財団指名業者選定基準によるものとします。 (3) <u>希望票の提出があっても、必ずしも指名されとは限りません。</u> (4) 指名通知は、指名した方のみに対して開札予定日の5日前までに行う予定です。 (5) 申込書類に不備がある場合、失格になることがあります。 (6) 関係する会社に該当する場合(親会社と子会社の関係にある場合、親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合、役員の兼任等がある場合)には、同一入札に参加することができません。 (7) 入札結果(落札業者名、落札金額等)については後日公表します。予めご了承ください。
入札に関する問い合わせ先	公益財団法人東京都農林水産振興財団 管理課 契約担当 住所 東京都立川市富士見町3-8-1 電話 042-528-0721
仕様内容に関する問い合わせ先	公益財団法人東京都農林水産振興財団 畜産技術科 住所 東京都青梅市新町6-7-1 電話 0428-31-2171

仕 様 書

1. 件名

動物用超音波画像診断装置および経膣採卵（OPU）プローブの購入

2. 納入および設置場所

東京都青梅市新町 6－7－1

公益財団法人 東京都農林水産振興財団 青梅庁舎 2 階 畜産技術科

3. 購入物件

動物用超音波診断画像装置および OPU プローブ一式
構成

（1）動物用超音波画像診断装置本体	1 台
（2）経直腸用リニア型プローブ	1 個
（3）経膣採卵（OPU）プローブ	1 個
（4）運搬用バック	1 個
（5）携帯用ベルト	1 個
（6）本体保護カバー	1 個

4. 納入期限

令和 6 年 11 月 29 日

5. 基本仕様

- ・ポータブル型かつバッテリー駆動式であること。
- ・13インチ以上のフル HD 液晶ディスプレイをもつタブレット端末であること。
- ・タッチパネル操作が可能であること。
- ・携帯用ベルトが装着可能であり、季節問わず野外で使用可能であること。
- ・経直腸用リニア型プローブが装着可能であること。
- ・超音波画像診断装置の本体に対応した OPU プローブが装着可能であること。
- ・本体重量3.0kg 以下かつ 250mm (W) ×350mm (L) ×40mm (H) 以内であること。
- ・B, M, CFM, PW CWモードの単独およびその組み合わせ表示が可能であること。
- ・牛卵巣所見の診断に利用可能であり、血流面積と血流速度が測定可能であること。
- ・本体メモリーが 15GB 以上であること。
- ・外部出力が可能であること。
- ・バッテリー駆動で60分以上使用可能であること。

6 受託者の責務

(1) 法令遵守

受託者は、業務遂行にあたっては、関係法令等を遵守し、施設の安全と良好な環境の保持に努めなければならない。
作業にあたっては、安全対策を講じること。

(2) 守秘義務

受託者は、業務上知り得た事を第三者に漏らしてはならない。また契約の履行により知り得た内容を第三者に提供してはならない。
このことは、契約期間満了後においても同様とする。

(3) 損害賠償

受託者が作業中に故意又は過失等により財団及び第三者に損害を与えた場合は受託者によって賠償の責任を負うものとする。

(4) 発生材の処分

発生材の処分は、関係法令及び条例等に基づき適正に処理すること。
また、処分を確認できる書類を提出すること。

(5) 安全の確保

受託者は、業務遂行にあたり適切な安全対策を行い、事故発生を防ぐよう安全管理に注意を払うこと。

7 支払方法

納品完了後に提出される納品書に基づき完了検査を行い、合格と認定した後、適法な支払請求を受理した日から30日以内に支払うものとする。

8 サポート体制

首都圏にサポート拠点が有り、迅速に対応可能な体制をとっていること。
本装置の操作およびメンテナンスに関する日本語のマニュアルが用意されていること。

9 疑義の発生

疑義が発生した場合は、財団と協議の上、決定することとする。

10 税の改正

消費税等の税率については、法制に従うものとする。

11 防疫に関すること

作業エリア内で防疫等の指示を受けた場合は、職員の指示に従うこ

12 東京都グリーン購入推進方針

別に定めるところによる。

13 暴力団排除に関する特約条項

別に定めるところによる。

14 その他

(1) 納品を実施する際に、納品日を担当職員に連絡したうえで納品すること。

(2) 環境により良い自動車利用

本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は利用する場合は、次の事項を遵守すること。

① 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）第37条のディーゼル車規制に適合する自動車であること。

② 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車であること。

なお、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。

15 問い合わせ先等

〒198-0024 東京都青梅市新町6丁目7番1号

（公財）東京都農林水産振興財団 東京都農林総合研究センター畜産技術科 大関和也

TEL 0428-31-2171 FAX 0428-31-8474

東京都グリーン購入推進方針

物品等の調達に当たっては、その必要性をよく考えた上で、価格・機能・品質だけでなく、環境への負荷ができるだけ少ないものを選択して購入することとする。

その際、可能な限り、原材料の採取から製品やサービスの生産、流通、使用、廃棄に至るまでのライフサイクルにおいて環境への負荷が少ないものを選択することが必要である。

特に、省エネルギーの徹底や再生可能エネルギーの利用等による脱炭素化の推進、サーキュラーエコノミーの推進に寄与する製品やサービスを積極的に選択することで、物品等の調達を通じ、全庁をあげて環境課題に対応していくことが重要である。

そこで、調達する各製品やサービスごとに、適正な価格・機能・品質を確保しつつ、以下の観点で他の製品等と比較して、相対的に環境負荷の少ないものを選択することとする。

<原材料の採取段階での環境配慮>

- ① 原材料の採取において資源の持続可能な利用に配慮されているもの
- ② 原材料が違法に採取されたものではないもの
- ③ 原材料の採取が保護価値の高い生態系に影響を与えていないなど、生物多様性の損失を引き起こしていないもの
- ④ 原材料の採取において環境汚染及び多量の温室効果ガスの排出を伴わないもの

<製造段階での環境配慮>

- ⑤ 再生材料（再生紙、再生樹脂等）を使用したもの
- ⑥ 余材、廃材（間伐材、小径材等）を使用したもの
- ⑦ 再生しやすい材料を使用したもの

<使用段階での環境配慮>

- ⑧ 使用時の資源やエネルギーの消費が少ないもの
- ⑨ 修繕や部品の交換・詰め替えが可能なもの
- ⑩ 梱包・包装が簡易なもの、又は梱包・包装材に環境に配慮した材料を使用したもの

<廃棄・リサイクル段階での環境配慮>

- ⑪ 分別廃棄やリサイクルがしやすい（単一素材、分離可能等）もの
- ⑫ 回収・リサイクルシステムが確立しているもの
- ⑬ 耐久性が高く、長期使用が可能なもの

<サービス提供時の環境配慮>

- ⑭ 省エネルギーの取組を徹底したもの
- ⑮ サービス提供時に必要な電力に再生可能エネルギーを利用するなど温室効果ガスの排出が少ないもの

<その他の環境配慮>

- ⑯ 製造・使用・廃棄等の各段階で、有害物質を使用又は排出しないもの
- ⑰ 製造・使用・廃棄等の各段階で、環境への負荷が大きい物質（温室効果ガス等）の使用、排出が少ないもの
- ⑱ 製造・使用・廃棄等の各段階で、生物多様性の損失を引き起こさないもの